

亀田縞×にいがた2km事業
企画・業務実施委託

【仕様書】

令和6年4月

亀田縞利用促進協議会

亀田縞×にいがた2km事業 企画・業務実施委託仕様書

1 委託業務に関する基本事項

(1) 事業名

亀田縞×にいがた2km事業企画・業務実施委託

(2) 契約期間

契約日から令和7年3月31日(月)まで

2 委託金額

3,100,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。

3 事業目的等

亀田縞は平成17年に復活し平成22年に地域団体商標に登録され、現在は市外や県外、海外での販路を獲得しており、製品だけでなく、数々の記念品や様々な場所での調度品としても活用されており、多くの人からの評価を得ている。

令和5年度には、新潟県内大学生と亀田縞利用促進協議会(以下「協議会」という。)が連携し、亀田縞のプロモーションに関するアイデアを検討する中で、亀田縞の主な顧客層は中高年齢層であり、若年層への顧客層拡大の余地があること、また、製品を証明する仕組みが限定的であるなどの課題があげられた。これらの課題について、にいがた2kmに関連するデザイナーや各企業と意見交換を行ったところ、若年層向けの明るいカラーの2ndラインを立ち上げることやロゴの制作およびブランディング戦略などのプロモーションを行うことで、若年層を新たな顧客層として獲得することなどによる、更なる認知度向上や販路の拡大が見込まれると提案されたところである。

そこで、本事業は、亀田縞と各企業やデザイナーなどが連携し、若年層を新たな顧客層として獲得することなどによる販路拡大や亀田縞の更なる認知度向上を目的として実施する。

4 業務内容

(1) 本事業の目的に沿った企画

ア 2ndライン立ち上げに係る、ブランド戦略を企画すること。

イ ブランド戦略により企画したロゴを制作すること。

ウ 既存の織ネームの役割を踏まえた上での、新たなロゴの活用方法について提案すること。

(2) プロモーション(デジタル施策)

本事業における、SNS広告やデジタル媒体によるWebページ制作などの広報活動を行うこと。

(3) プロモーション(マスコミ施策)

テレビ番組や、新聞、雑誌等による情報媒体での特集による広報活動を行うこと。

(4) 業務実施スケジュール

本事業の企画提案時に作成したスケジュールに沿った業務を遂行すること。

(5) 適切な経費の計上

各業務に係る費用および総額を計上すること。なお、ロゴの制作に係る経費の上限を100,000円とする。また、委託料には、本事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

5 成果物

受託者は、令和7年3月31日(月)までに、業務全体の実施概要等を記載した実績報告書と上記4に関わる成果物を提出すること。

6 著作権等に関する事項

- (1) 本業務に関する著作権(作成過程で作られた素材等の著作権等を含む。)並びにその他の権利は全て協議会に帰属するものとし、今後協議会が利用・複製するにあたり、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。また、原作者は、本著作物に関する著作者人格を行使しないものとする。
- (2) すべての成果物の著作権は、協議会に帰属するものとする。協議会は二次使用を含むあらゆる使用方法について、受託者の許可を得ることなく自由に使用できるものとする。

7 その他留意事項

- (1) 契約締結後、協議会事務局と協議を行い、業務内容について十分な理解を得ることとともに、委託契約期間においても連絡・調整を密に行い、経過について密に報告すること。
- (2) 受託者は本業務の処理を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、専門的な業務で特定の業者に委託するなどやむを得ない場合においては、あらかじめ協議会からの許可を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は本業務より知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらの他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (4) 業務の遂行にあたっての詳細は協議により決定することとする。また、契約書および仕様書に定めないものや本業務の履行にあたり疑義が生じた場合については、委託者および受託者の双方で協議の上、決定するものとする。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたり、既存の織ネームの役割等を理解し、侵害することのないよう留意すること。